



令和4年度 長岡市
保育園・認定こども園等
入園のしおり



この案内には、子ども・子育て支援制度の、
保育園・認定こども園等の認定・利用申請に関する手続きや
必要な書類等について、重要なことを記載しています。
内容をよく読んで申請してください。

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 2 |
| 新年度入園について | 4 |
| 転入予定・出産予定・市外 施設の入園について | 6 |
| 長岡市入園選考基準 | 7 |
| 保育料・給食について | 8 |
| 施設一覧 | 10 |
| 利用時間・預かり保育など | 14 |
| よくある質問 | 15 |

はじめに

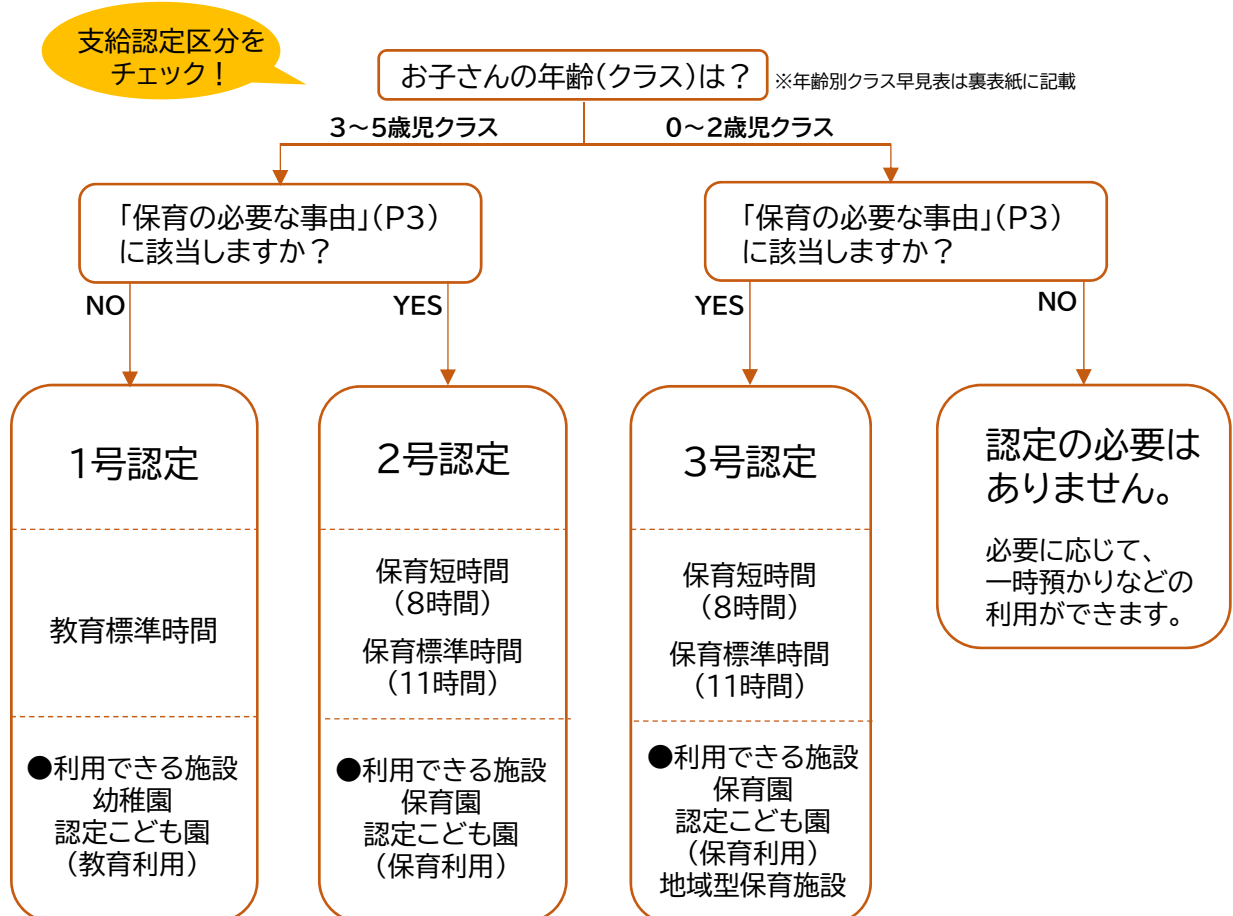
保育園・認定こども園とは

- ・保育園とは・・・
家族が働いている、病気のために家庭で保育ができないなどの場合、お子さんを保育する児童福祉施設です。
- ・認定こども園とは・・・
保育の必要な事由のあるお子さんも、保育の必要な事由のないお子さんも入園でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

教育・保育認定について

教育・保育認定とは、保育園や認定こども園、地域型保育施設を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育の必要な事由」に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

2・3号認定は、保護者の双方がP3の「保育の必要な事由」に該当することが必要となります。



「保育の必要な事由」とは



2号・3号認定は、保護者の双方が下記の「保育の必要な事由」に該当する必要があります。
 ※1号認定は「保育の必要な事由」に該当しなくても、取得できます。

| 入所を必要とする状況 (保育の必要な事由) | 利用期間 | 必要な添付書類 | 必要量 |
|---|---|--|--------------------------------|
| 1 就労 保育短時間を希望 …月48時間以上就労している 保育標準時間を希望 …月120時間以上就労している ※内職も可 | 左記の条件で就労している期間 | ・就労時間、日数や就労時間帯が確認できる就労証明書 | 短時間 又は 標準時間 |
| 2 出産前後 | 出産(予定)日から起算した前後8週間を含む、各月1日～各月末日 (例:8月11日出産の場合、6月1日～10月31日) | 出産予定日又は出産日を確認できる診断書(母子名及び出産予定日が分かる母子手帳のコピーでも可) | 標準時間 ※希望により 短時間も可 |
| 3 保護者の傷病・障害 | 保育が必要と認められる期間 | 家庭保育の不可能な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可)又は障害者手帳のコピー | 短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による |
| 4 親族の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族含む | 介護が必要と認められる期間 | 常時介護の必要な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可) ※各種手帳保持者の介護の場合は診断書・各種手帳のコピー | 短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による |
| 5 震災等の災害復旧 | 教育長が認める期間 | り災証明書など | 標準時間 ※状況による |
| 6 求職活動 | 3か月 | 雇用保険受給資格者証やハローワーク受付票、又はカードなど、求職活動中であることが確認できる資料 | 短時間 |
| 7 就学 月48時間以上就学している。保育標準時間を希望する場合は月120時間以上就学している。 | 通学期間 | 就学証明書(学生証のコピーでも可)又は就学許可証及び就学期間の分かるもの | 短時間 又は 標準時間 |
| 8 その他 ①虐待・DV等 ②育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ③1～7に類する状態であると市が認める場合 | 教育長が認める期間 | ②の場合… ・育児休業取得中であると確認できる証明書 ・家庭保育の不可能な期間が確認できる書類 | 短時間 又は 標準時間 ※状況による |

新年度入園について

各種手続きに必要な書類(1・2・3号共通)

- 認定の申請 … ◇認定申請書(オレンジ色) ※添付書類については3ページ参照
◇保護者のマイナンバーカード又は通知カード(現在の氏名、住所と差異がないもの)、又は個人番号の表記のある住民票の写し
◇保護者の運転免許証などの身分証明書
- 入園の申請 … ◇令和4年度 認可保育園・施設型幼稚園・認定こども園・地域型保育入園申込書(紫色)
◇児童の健康等状況票
※希望の園に初めて入園申込みする場合、又は入園基準に該当するが、児童に歩行や言語などの発達の遅れ・疾病等があると思われる場合
(発達の遅れ・疾病等があると思われる児童につきましては、あらかじめ希望園に対応できるかご相談ください)
◇令和3年度市・県民税決定通知書の写し又は、令和3年度課税証明書の写し
※0～2歳児クラスへの入園申込みで、令和3年1月1日時点で長岡市に住民票がない方のみ

1号認定

【入園申込み】

R3/11/1～ 第一希望の園に認定申請書と
入園申込書を提出
※空きがあれば随時受付



【認定証発行】

R3/12月中旬 市から認定証が交付されます



【入園承諾】

第一希望の園を通じて、
入園の承諾が通知されます

長岡市へ転入予定の方や、出産予定のお子さんの入園を希望する方もこちらの日程となります。
(1号認定はP4、2・3号認定はP5)

上記該当の方と長岡市外の施設利用希望の方につきましては、P6をご覧ください。

1号の選考方法は各園により異なります。
事前にご確認の上、お申込みください。

※1号は市による利用調整がありません。
第一希望の園に入れなかった場合は、各自で他の園にお問い合わせください。



2・3号認定

【認定の申請】

R3/9/6～9/22 第一希望（予定の園）に
認定申請書を提出

【認定証発行】

R3/10月下旬 市から認定証が交付されます

【入園申込み】

R3/11/1～11/8 第一希望の園に
入園申込書を提出

※求職活動の事由により認定の申請をした方で、就労先が
決まった場合、就労証明書を11/8までに第一希望の園に
提出すれば入園選考に反映されます

【入園選考】

第一希望の園ごとに入園選考が行われます

【利用調整】

第一希望の園に入れないお子さん
について、市が全体での調整を行います

【入園承諾】

R3/12月下旬 希望の園を通じて、
入園の承諾が通知されます

入園選考・利用調整について (2・3号の新年度入園のみ)

入園希望者が定員を超えた場合、選考基準(P7)に基づいた各園での入園選考の後、市全体での利用調整を行います。

対象となるお子さんの保護者の就労状態、
家庭の状況等により優先度を判定し、
優先度の高い方から入園を決定します。

利用調整により、第2～第5希望の園へ
調整となる場合があります。
第2～第5希望の園が第1希望者で定
員に達していた場合は、第2～第5希望
の園での調整はありません。

※0～2歳児クラスで求職活動の方の選
考は、優先度の高い方の利用調整後に行
います。

※認定こども園及び地域型保育施設
においては、園ごとの入園基準を設ける
場合があります。
詳細は園にお問い合わせください。



※第一希望の園に入れないお子さんの
いる世帯へ、市から連絡があります

調整された園と面談
(第2～第5希望の園)

二次募集で
希望の園に申し込む
(R4/1/7～1/18)
R4/2月下旬入園承諾通知

※入園等に関して辞退される場合は、すみやかに保育課まで
ご連絡ください。

※二次募集の詳細は令和4年1月5日(水)頃、長岡市HPに
掲載します。

※市が行う入園調整は二次募集までとなります。
二次募集以降の入園につきましては、各自で空き状況の
確認・入園申込みを行ってください。

転入予定・出産予定・市外施設の入園について

長岡市へ転入予定の場合

認定申請期間(令和3年9月6日～9月22日)時点で長岡市に住所がない方につきましても、令和4年4月1日時点で長岡市に転入することが確実な方は、長岡市で入園申込みをすることができます。ご希望の場合は保育課へご連絡ください。

◇転入先の住所が決まっていなくても申請可能です。

◇令和4年4月1日時点で長岡市に転入が確認できなかった場合、入園取り消しとなります。

出産予定のお子さんの入園を希望する場合

出産予定児の令和4年4月1日時点での月齢が、入園希望施設の入園可能月齢に達していることが出産予定日から明らかであると確認できる場合は、申請が可能です。

◇予定日より出産が遅くなり、令和4年4月1日時点で入園可能月齢に達しない場合は、入園取り消しとなります。

◇令和4年4月1日時点で父母のいずれかが求職活動や、出産予定児の育休を取得する場合は、申請不可です。
(ただし、令和4年5月5日までの育休で、5月6日から職場復帰する場合は申請可)

長岡市外の施設の利用を希望(広域入所)する場合

長岡市に住民票がある方で保育の要件を満たし、下記のような特別な事情がある場合には、他市町村の保育施設に長岡市を通して利用申請をすることができます。

◇保育施設所在市町村に保護者の勤務先があること

◇保育施設所在市町村に里帰り出産すること

◇その他特別な事情があること
(事前に保育課へご相談ください)

※市町村により、入所条件・申請スケジュール等が異なります。

入園を希望する市町村のスケジュールにあわせて申込みをする必要があるため、余裕をもって保育課までご相談ください。



長岡市入園選考基準

- (1) 保育の必要な事由・程度に応じた基準点(上表)と家庭の状況に応じた調整点(下表)を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (2) 合計点数が並んだ場合は、抽選により入園承諾者を決定する場合があります。ただし、年少以上児は希望する保育園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合は、優先的に入園承諾します。

| 保育の必要な事由 | 保育の必要な事由の程度等 | 基準点 |
|----------|---|------------------|
| 就労・就学 | 月140時間以上働いている | 高 ↑ ↓ 低 |
| | 月120時間以上働いている | |
| | 月80時間以上働いている | |
| | 月48時間以上働いている | |
| 傷病・障害 | 病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている | 高 ↑ ↓ 低 |
| | 病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている | |
| | 要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている | |
| | 入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている | |
| 親族の介護・看護 | 病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している | 高 ↑ ↓ 低 |
| | 病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している | |
| | 要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している | |
| | 入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している | |
| 出産前後 | 産前産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する | 高 |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている | |
| 虐待・DV | 虐待やDVのおそれがある(児童に対する保護の必要性が関係機関で確認済) | |
| 育児休業 | 既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である | 低 |
| 求職活動 | 求職活動を行っている | |
| その他 | 上記に類する状態として認められるもの | |

| 家庭の状況 | 調整点 |
|---|-----|
| ひとり親世帯である | 高 |
| 生活保護世帯である | |
| 父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務) | |
| 父母のどちらかが単身赴任している | 中 |
| 小規模保育所の卒園児で連携先保育園に入園希望である | |
| 同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点8点以上) | |
| 同一の保育園に兄弟姉妹が入園している(基準点5点以下) | 低 |
| 児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる) | |
| 保育料の滞納がある(6か月以上だと減点多い) | |
| 求職活動を、入園日から起算して90日以上継続している | 減点 |
| その他(上記に類する状態として認められるもの) | - |

保育料・給食について

保育料について

認可保育園は市への納付で原則として口座振替、認定こども園・地域型保育施設は園に直接納付です。保護者の市民税所得割額、認定された区分、お子さんの年齢(クラス)、保育利用時間に応じ、長岡市の保育料徴収基準額表(P9)のとおり決定されます。

※令和4年4月から8月分は令和3年度、令和4年9月から令和5年3月分は令和4年度の税額で算定します。

令和元年10月より、1号・2号認定のすべてのお子さん及び3号認定の非課税世帯のお子さんの保育料が無償化されました。

◇1号認定(満3歳以上児・教育認定)

教育標準時間(時間は園ごとに異なります)の保育料は無償です。ただし、教育標準時間を超えた預かり保育は別途利用料が必要です。

◇2号認定(4月1日時点 満3歳以上・保育認定)

保育短時間(8時間)・保育標準時間(11時間)にかかわらず、すべてのお子さんの保育料は無償です。ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は、別途延長利用料が必要です。

◇3号認定(4月1日時点 満3歳未満・保育認定)

(1)以下の条件にあてはまる世帯のお子さんについて、保育短時間(8時間)・保育標準時間(11時間)にかかわらず保育料は無償です。ただし、それぞれの時間を超えて延長保育を利用した場合は、別途延長利用料が必要です。

- ・住民税非課税世帯のお子さん
- ・その他P9の軽減・無償の対象に当てはまる場合

(2)上記以外のお子さんの保育料については、保育料徴収基準額表(P9)の基準で徴収します。なお、いずれの世帯も兄弟姉妹が同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童は全額徴収、2人目は半額徴収、3人目は無償となります。(別々の施設に入園している場合も含めます。)

給食について

すべての園で給食を提供しています。

給食費・・・主食費(ご飯・パンなど)+副食費(おかず・おやつなど)

主食費はご飯持参や主食費集金などの方法により、保護者負担となります。

副食費については、保育料の無償化により実費負担となります。

※給食費は各園にお問い合わせください。

※3号認定児の給食費は、保育料に含まれています。

※下記項目のいずれかに当てはまるお子さんは副食費が免除となります。

- ・世帯年収が360万円未満
- ・小学校入学前のお子さんから数えて、3人目以降の2・3号認定児
- ・小学校3年生以下のお子さんから数えて、3人目以降の1号認定児



令和3年度 長岡市 保育料徴収基準額表(月額)

| 階層区分 | 階層の定義 | | 3歳未満児保育料(円) | |
|------|---------------------------|----------------------|----------------------|--------|
| | | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| A | 生活保護世帯 | | 0 | 0 |
| B1 | 市民税非課税世帯 | | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 0 |
| B2 | | | それ以外 | 0 |
| C1 | 市民税均等割のみの世帯 | | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 8,500 |
| C2 | | | それ以外 | 9,300 |
| D1 | 3,000円未満の世帯 | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 11,000 | 10,800 |
| D2 | | それ以外 | 11,900 | 11,500 |
| D3 | 3,000円以上 23,400円未満の世帯 | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 13,500 | 13,100 |
| D4 | | それ以外 | 14,800 | 14,500 |
| D5 | 23,400円以上 37,800円未満の世帯 | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 17,000 | 16,600 |
| D6 | | それ以外 | 19,100 | 18,700 |
| D7 | 37,800円以上 | 51,000円未満の世帯 | 23,300 | 23,000 |
| D8 | 51,000円以上 | 78,600円未満の世帯 | 27,600 | 27,100 |
| D9 | 78,600円以上 | 101,400円未満の世帯 | 31,400 | 30,900 |
| D10 | 101,400円以上 | 123,300円未満の世帯 | 35,200 | 34,700 |
| D11 | 123,300円以上 | 168,300円未満の世帯 | 36,900 | 36,200 |
| D12 | 168,300円以上 | 214,900円未満の世帯 | 38,600 | 37,900 |
| D13 | 214,900円以上 | 255,100円未満の世帯 | 40,300 | 39,600 |
| D14 | 255,100円以上 | 351,400円未満の世帯 | 42,000 | 41,000 |
| D15 | 351,400円以上 | | 43,700 | 42,400 |

16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満のお子さんの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満のお子さんの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

なお、下記の項目のいずれかに当てはまる場合は、保育料の軽減・無償の対象になります。

- ◇控除後の金額が31,501円未満の、ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯。
生計を同一にする子の第1子は半額、第2子以降のお子さんは無償となります。
(控除前の金額が77,101円未満の方も対象となります。)
- ◇控除後の金額が12,100円未満の上記以外の世帯。
生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降のお子さんは無償となります。
(控除前の金額が57,700円未満の方も対象となります。)
- ◇市民税均等割のみの世帯(C2階層)。生計を同一にする子の第2子以降のお子さんは無償となります。

※ただし、認可外施設に通っているお子さんについては対象外ですので、ご注意ください。
(例:第1子が「森のようちえん ふたばっこ」か、「海辺のこども園 かいじゅり」に通っていて、
第2子が認可保育園に通っている場合
⇒第2子のお子さんが最も年齢が高いとみなし、保育料は全額となります。)



【保育料の算出例】

父親の市民税所得割10万円、母親の市民税所得割8万円、第1子が2歳、第2子が0歳の場合

…第1子の保育料38,600円、第2子の保育料19,300円

※第1子・第2子ともに認可保育園又は認定こども園通園、保育標準時間の場合

注 意 事 項

- ・「市民税所得割」の額は入園児童の父母(内縁の同居者含む。)の市民税を合算します。ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税も合算となる場合があります。
- ・月途中で入退園した場合は、入退園した日から日割により保育料を計算します。
- ・保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。
- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならないお子さんのことを指します。
そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。
- ・金額は変わる場合があります。対象者には市から別途ご連絡します。

施設一覧

全施設において、年齢等によっては、保育料や給食費のほか諸経費がかかる場合があります。事前に確認したい場合は、希望の園にお問い合わせください。

認可保育園(公立) ※2号か3号の認定が必要

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|-------|-------------|--------------|-----|--------|------------|
| 長岡川東 | 南部 | 千手2-9-4 | 32-3193 | 46 | 4か月以上 | 7:15~19:00 |
| | 北部 | 東新町3-1-1 | 32-3598 | 52 | | |
| | けさじろ | 今朝白2-9-28 | 32-0054 | 78 | | |
| | 中沢 | 中沢2-1913-4 | 33-1045 | 62 | 11か月以上 | |
| | 山本 | 浦瀬町774 | 44-8051 | 63 | 4か月以上 | |
| | 栖吉 | 栖吉町2585-1 | 32-1986 | 13 | 4か月以上 | |
| | 昭和 | 昭和2-2-5 | 32-3989 | 21 | | |
| | 山通 | 柿町650-1 | 33-5432 | 75 | | |
| | 三和 | 三和2-11-30 | 34-3272 | 39 | | |
| | 富曽亀 | 亀貝町404-1 | 24-7480 | 51 | | |
| | 中貫 | 悠久町2-127 | 32-2190 | 74 | | |
| | 十日町 | 十日町1778 | 22-3170 | 17 | | |
| | 新組 | 福井町974-1 | 24-3371 | 37 | | |
| | 石坂 | 村松町2467-3 | 22-0011 | 11 | | |
| 長岡川西 | 上除 | 上除町3638-1 | 46-2411 | 141 | | 4か月以上 |
| | 宮本 | 宮本町1-甲8 | 46-5340 | 34 | | |
| | 下川西 | 花井町1081-4 | 29-1900 | 15 | | |
| 中之島 | 中之島 | 中之島430-1 | 66-2366 | 114 | 4か月以上 | |
| | 上通 | 大口248-1 | 24-1210 | 50 | | |
| | みずほ | 中野西甲700 | 61-4100 | 86 | | |
| | 信条 | 信条東221 | 0256-97-2846 | 30 | | |
| 越路 | 来迎寺 | 来迎寺3568 | 92-2254 | 64 | 4か月以上 | |
| | 塚山 | 塚野山850-3 | 94-2006 | 24 | | |
| | こしじ | 浦4800 | 92-2221 | 132 | | |
| | 岩塚 | 飯塚2811 | 92-4430 | 59 | | |
| | 白山 | 来迎寺1706-2 | 92-4835 | 116 | | |
| 三島 | みしま南 | 鳥越718-1 | 46-4220 | 17 | 11か月以上 | |
| | みしま北 | 三島上条204-2 | 42-2670 | 19 | | |
| 小国 | ひまわり | 小国町相野原139-1 | 95-2029 | 72 | 4か月以上 | |
| 寺泊 | おおこうづ | 寺泊敦ヶ曾根671 | 0256-97-3176 | 90 | | |
| 川口 | 東川口 | 東川口1979-115 | 89-2028 | 76 | | |

※桂保育園、竹沢保育園は休園しています。

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認可保育園(私立) ※2号か3号の認定が必要

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|---------|---------------|---------|-----|--------|------------|
| 長岡川東 | 西部 | 渡里町3-46 | 32-0027 | 67 | 産休明け | 7:15~19:15 |
| | 撰田屋 | 撰田屋1-1524-3 | 36-8347 | 164 | | 7:00~19:00 |
| | 新保 | 新保4-6-14 | 24-4437 | 168 | | 7:00~19:00 |
| | 東部どんぐり | 四郎丸2-3-25 | 34-8088 | 59 | | 7:00~19:00 |
| | みやうちマンマ | 宮栄3-2-18 | 32-3707 | 105 | | 7:00~19:00 |
| 長岡川西 | 長峰保育園 | 才津西町2135-9 | 46-3463 | 134 | 産休明け | 7:15~19:00 |
| | 希望が丘 | 希望が丘3-12-2 | 28-0331 | 93 | | 7:00~19:00 |
| | 深沢 | 深沢町2010-3 | 46-5480 | 54 | | 7:10~19:10 |
| | こどもけやき苑 | 槇山町1593-1 | 29-2510 | 70 | | 7:00~20:00 |
| 寺泊 | 寺泊 | 寺泊烏帽子平1977-15 | 75-2246 | 94 | 11か月以上 | 7:15~18:30 |
| 栃尾 | 芳香稚草園 | 新栄町3-3-13 | 52-1768 | 79 | 産休明け | 7:15~19:15 |
| | 善昌寺 | 栃尾原町2-2-7 | 52-3864 | 27 | | 7:00~19:00 |
| | 双葉 | 谷内2-4-16 | 52-4402 | 60 | | 7:00~19:00 |
| | 東谷 | 栃尾泉856-1 | 52-2211 | 34 | | 7:30~19:00 |

※上塩保育園は令和3年度末閉園予定です。令和4年度以降の募集はありません。

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

地域型保育施設 ※3号の認定が必要

| 地域 | 施設名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 | |
|------|------------|-------------|---------|-----|---------|------------|------------|
| 長岡川東 | なごみ保育園分園 | 神田町3-5-2 | 86-7815 | 8 | 産休明け~1歳 | 7:00~19:00 | |
| | こどもさくら苑 | 福住2-1-15 | 31-0020 | 10 | 満8か月~2歳 | 7:00~18:00 | |
| | ベビールームそら | 千手3-4-14 | 37-9285 | 8 | 産休明け~2歳 | 7:30~18:30 | |
| | マンマのお部屋 | 福住1-5-3 | 94-4351 | 12 | | 7:00~19:00 | |
| | ほうゆう保育園 | 黒津町381 | 25-6120 | 14 | | 7:00~19:00 | |
| | マンマのお部屋est | 東神田3-5-34 | 86-7611 | 10 | | 7:00~19:00 | |
| | まちの保育園ぴゅあ | 東坂之上町3-1-20 | 86-6554 | 10 | | 7:30~19:30 | |
| | 花園みどり保育園 | 花園南2-183 | 86-7621 | 22 | | 7:15~19:00 | |
| 長岡川西 | 太陽あおぞら保育園 | 関原町1-1042-1 | 46-0087 | 12 | | 産休明け~2歳 | 7:20~19:00 |
| | ふくちゃん保育園 | 深沢町2300 | 46-6653 | 15 | | | 7:30~19:00 |
| | ひまわり保育園 | 大島新町5-7-10 | 27-9150 | 20 | | | |

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認定こども園 ※満3歳以上は1号か2号、満3歳未満は3号の認定が必要(和島のみ例外 下記参照)

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 | |
|-------|-------------|--------------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 長岡川東 | 帝京長岡 | 干場1-4-24 | 32-3516 | 124 | 産休明け | 7:00~19:00 | |
| | 長岡和光なごみ | 長町2-550-1 | 34-2597 | 124 | | 7:00~19:00 | |
| | 長岡みのり | 石内2-5-38 | 86-6088 | 119 | | 7:30~19:00 | |
| | 東光 | 上条町223-1 | 35-5166 | 177 | | 7:30~19:00 | |
| | 明幸・すまいる | 錦1-6-23 | 33-8717 | 144 | | 7:00~19:00 | |
| | | 未広1-2-22 | 89-7332 | | | | |
| | 長岡天使・聖母 | 表町4-2-10 | 32-4727 | 112 | 6か月以上 | 7:30~19:00 | |
| | 中島・わくわく | 中島1-14-14 | 34-0400 | 103 | 産休明け | 7:00~19:00 | |
| | 長生・まんまる | 西千手2-1-1 | 33-5325 | 194 | | 7:00~19:00 | |
| | 鵬 | 豊2-13-24 | 36-5600 | 60 | 7か月以上 | 7:30~19:00 | |
| | 東部 | 四郎丸3-5-11 | 33-1096 | 111 | 産休明け | 7:00~19:00 | |
| | 蔵王のもり | 蔵王1-8-15 | 33-6502 | 148 | | 7:15~19:15 | |
| | 宮内中央 | 宮内3-10-13 | 33-2018 | 169 | | 7:10~19:10 | |
| | いなば | 稲葉町793-1 | 21-2810 | 149 | | 7:15~19:15 | |
| | 希望が丘 | 福島町566 | 22-7050 | 95 | 6か月以上 | 7:30~19:00 | |
| | くろじょう | 黒津町377 | 24-8703 | 162 | | 7:15~19:15 | |
| | 長生 | 西千手3-116-3 | 32-3674 | 214 | | 7:00~19:00 | |
| | 前川 | 前島町211 | 23-1527 | 164 | | 7:15~19:00 | |
| | 東部マドカ | 土合5-2-4 | 33-3795 | 153 | | 7:15~19:15 | |
| | 岡南 | 滝谷町1701-2 | 22-2683 | 113 | | 7:10~19:10 | |
| | 柏 | 寿2-1-5 | 24-5656 | 115 | | 7:00~19:00 | |
| | 東部川崎 | 川崎3-2388 | 89-6658 | 159 | | 7:15~19:15 | |
| | 悠みどり | 花園南2-317 | 89-8555 | 105 | | 7:15~19:00 | |
| 中沢白ゆり | 中沢町2280番地 | 33-7504 | 117 | 7:30~19:00 | | | |
| 長岡川西 | 太陽・おひさま | 福山町447-2 | 27-0610 | 290 | | 産休明け | 7:30~19:00 |
| | 第一 | 緑町1-38-363 | 28-1500 | 80 | | | 7:30~19:00 |
| | 長峰幼稚園 | 西津町2444-1 | 27-2340 | 199 | 7:30~19:00 | | |
| | 恵和 | 蓮潟町312 | 28-2768 | 288 | 7:00~19:00 | | |
| | 恵和めぐみキッズランド | 大荒戸町字腰巻250-1 | 94-5801 | 100 | 7:00~19:00 | | |
| | あすなろ | 下柳2-7-7 | 28-1200 | 183 | 7:00~19:00 | | |
| | ひごし中央 | 高瀬町110 | 86-6066 | 125 | 7:15~19:00 | | |
| | 大島 | 大島本町2-10-28 | 27-1090 | 89 | 7:00~19:00 | | |
| | 関原 | 関原町3甲486-1 | 46-2174 | 147 | 7:15~19:00 | | |
| | 太陽ゆうゆう | 青葉台5-8-1 | 46-0080 | 123 | 7:20~19:00 | | |
| 三島 | みしま中央 | 上岩井6826 | 42-3475 | 163 | 7:00~19:00 | | |
| 和島 | 和島 | 小島谷2846 | 74-3668 | 85 | 4か月以上 | 7:15~19:00 | |
| 栃尾 | みどり | 下櫛出653-1 | 52-3239 | 57 | 産休明け | 7:15~19:00 | |
| | 栃尾天使 | 金沢2-1-36 | 52-2226 | 52 | | 7:30~19:00 | |
| 与板 | 与板こども園 | 与板町与板452 | 72-3123 | 162 | | 7:15~19:15 | |

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。
 ※和島のみ1号は3歳児クラスから入園可能です。

公立幼稚園 ※1号認定が必要

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|----|-------|----------|---------|-----|----------|------------|
| 与板 | 与板幼稚園 | 与板町与板甲95 | 72-4078 | 17 | 3歳児クラスから | 8:00~19:00 |

※児童数は令和3年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

私立幼稚園 ※認定は不要 申し込み日程が異なりますので、園にお問い合わせください

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|-------|-----------|---------|-----|----------|------------|
| 長岡川東 | 宮内白ゆり | 下条町1440-1 | 22-3699 | 27 | 3歳児クラスから | 7:30~19:00 |

※児童数は令和3年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

国立幼稚園 ※認定は不要 申し込み日程が異なりますので、園にお問い合わせください

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|--------|----------|---------|-----|----------|------------|
| 長岡川東 | 新潟大学附属 | 学校町1-1-1 | 32-4192 | 63 | 3歳児クラスから | 8:45~14:00 |

※児童数は令和3年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

企業主導型保育施設 ※2号か3号の認定が必要 入園手続き等は各園にお問い合わせください

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|-------------------|------------|---------|-----|---------|------------|
| 長岡川東 | ゆにおんの杜 南陽保育園 | 南陽1-2740-4 | 22-2880 | 67 | 4か月以上 | 7:30~19:30 |
| | ニチイキッズ 長岡川崎保育園 | 川崎6-866-7 | 30-3700 | 11 | 生後57日以上 | 7:30~19:00 |
| 長岡川西 | 長岡新産 わくわくちびっこ園 | 南七日町53-1 | 94-5160 | 9 | 2か月以上 | 7:30~20:30 |

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認可外保育園 ※認定は不要 入園手続き等は各園にお問い合わせください

| 地域 | 園名 | 所在地 | 電話 | 児童数 | 入園可能月齢 | 平日の保育時間 |
|------|------------------|----------------------|---------------|-----|----------|------------|
| 長岡川東 | 森のようちえん ふたばっこ | 栖吉町字岩野 (赤城コマランド内) | 080-5651-1049 | 14 | 3歳児クラスから | 9:30~14:30 |
| 寺泊 | 海辺のこども園 かいじやり | 寺泊志戸橋663-2 | 090-5204-1237 | 8 | 2歳児クラスから | 8:00~17:30 |

※児童数は令和3年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

利用時間・預かり保育など

利用時間について

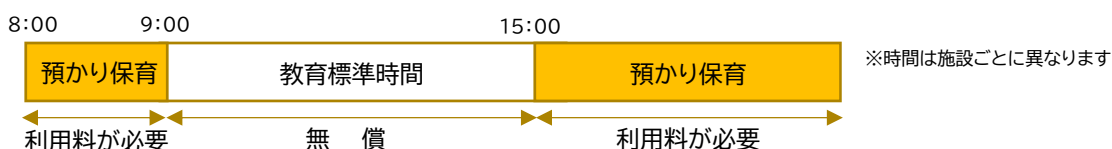
1号認定のお子さんは「教育標準時間」利用できます。
 2号・3号認定のお子さんは、「保育標準時間(11時間)」「保育短時間(8時間)」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。
 開所時間は各施設で異なりますので、P9以降の施設一覧でご確認ください。開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育料が必要となります。



1号認定の預かり保育の無償化について

●預かり保育とは

幼稚園・認定こども園に通う1号認定のお子さんに対し教育標準時間を超えて行う保育をいいます。預かり保育の利用については各施設へおたずねください。
 ※2・3号認定の延長保育は無償化の対象外となります。



●預かり保育が無償になる条件

1号認定の教育標準時間を超えて預かり保育を利用する際、以下の条件を満たす世帯から申請があった場合に、利用料の一部又は全額が無償化となります。

| 4月1日時点 満年齢 | 預かり保育が無償になる条件 | 上限額 | |
|------------|-----------------------|-----------|-----|
| 3歳以上 | 保育を必要とする理由がある世帯 | 11,300円/月 | 新2号 |
| 2歳 | 保育を必要とする理由がある住民税非課税世帯 | 16,300円/月 | 新3号 |

申請書類

以下の書類を利用している施設へご提出ください。

◇施設等利用給付認定・変更申請書(緑色)

◇保護者の「保育が必要な事由」が確認できる添付書類(P3をご参照ください)

※これらの書類は各施設、保育課で受け取ることができます。添付書類のみ、長岡市HPからもダウンロードできます。

よくある質問

Q1.就労時間が120時間/月を下回るのですが、保育標準時間の認定をとることはできますか？

原則はできません。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は特例として保育標準時間で認定することが可能ですので、通っている園にご相談ください。

- ◇1日の就労時間が8時間以上(通勤時含む)となる就労が常態となる場合
- ◇雇用契約書等で定められた勤務時間の都合上、施設の基本時間を超えて利用せざるを得ない日が13日以上/月となる場合
- ◇シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で最も早い就労開始時間と最も遅い就労開始時間の差が8時間以上(通勤時間含む)となる場合
- ◇その他、上記に類する状態であると市が認める場合

Q2.アルバイトやパートなどの非正規雇用でも就労で認定されますか？

また、残業がある場合は保育標準時間の認定を受けることができますか？

48時間以上/月の就労であれば、就労にて認定可能です。(保育標準時間は120時間以上/月)
なお、ここで示す就労とは、残業時間を含めない会社の所定労働時間のことです。
残業のため短時間保育で足りない場合は、延長保育等をご利用ください。
(別途料金がかかります)

Q3.利用を希望する園の第1希望が保育園(2号認定)、第2希望が幼稚園(1号)の場合、認定申請書や入園申込書は両方の園に提出すればよいですか？

認定申請書及び入園申込書は第1希望の園にのみご提出ください。

(入園申込みにつきまして、二重提出が確認された場合、受付が無効になる場合があります。)
第1希望の保育園に申し込んだ後で幼稚園の利用希望に切り替える場合は、11月の1号の入園申し込みの時期に、改めて認定申請書と入園申込書を利用希望の幼稚園にご提出ください。

Q4.保育園なら土日も預けられますか？

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始は原則保育は行っておりません。
※園によってはこのほかにも保育を行わない日があります。
父母ともに日曜日等に就労している場合などは、実施園にて「休日保育」の利用ができますが、その代わりに平日のどこかでお休みしていただきます。

Q5.現在1号認定で入園しているが、2号認定に変更したいです。手続きはどうしたらよいですか？

現在通っている園に2号の空き枠があることを確認した上で、認定申請書(オレンジ色)に「保育が必要な事由」が確認できる書類(P3参照)を添付して、園にご提出ください。

Q6.児童の送迎はどうしたらよいですか？

児童の送迎は保護者の責任において行ってください。なお、バス送迎を行う園もありますので、詳細は園にご確認ください。



令和4年度 年齢別クラス早見表

| クラス(実施年齢) | 生年月日 |
|-----------|-----------------------------------|
| 0歳児 | 令和3年(2021年)4月2日～ |
| 1歳児 | 令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日 |
| 2歳児 | 平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日 |
| 3歳児 | 平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日 |
| 4歳児 | 平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日 |
| 5歳児 | 平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日 |

長岡市教育委員会 保育課 入園窓口係

〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1-1 さいわいプラザ内4F
TEL ▶ 0258-39-2377(入園専用番号)



◇支所

中之島支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-61-2015
三島支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-42-2246
小国支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-95-5900
寺泊支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-75-3113
与板支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-72-3190

越路支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-92-5906
山古志支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-59-2333
和島支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-74-3113
栃尾支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-52-5836
川口支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-89-3112